

柳井市スポーツ大会等宿泊誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツによる交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、スポーツ大会等に参加する団体等に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象者は、上記の団体等で就学者（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校その他これらに準ずる学校等の児童、生徒及び学生をいう。以下同じ。）及び顧問、監督、コーチ、マネージャー等の引率者（以下「就学者等」という。）が対象のスポーツ大会等（以下「補助対象事業」という。）に参加する営利を目的としない参加団体等（市外に所在する国内の団体に限る。以下「参加団体」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の宿泊に要する経費とする。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助対象事業は、柳井市体育協会加盟団体の種目、山口国体・山口大会において開催された種目及び柳井市とスポーツ協定を締結している団体の運動部の活動種目並びに市長が特に認める種目に係るスポーツ大会等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開催場所が市内又は市内が中心であること。
- (2) 主催者が市内に所在する団体又は市長が適当と認める組織であること。
- (3) 山口県を含む3都道府県以上から参加団体があること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (6) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の許可を受けている施設に限る。）で、次に掲げるもの以外に宿泊すること。
 - ア 学校教育施設に付随する宿泊施設
 - イ キャンプ場
 - ウ その他補助金の趣旨に合致しないと市長が認める施設
- (7) その他市長が特に必要と認める条件に該当すること。

(複数年度にわたる宿泊の補助対象年度)

第4条 補助対象事業が複数年度にわたり開催されるときは、それぞれの年度において、当該期間分を申請するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、就学者等の延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、1補助対象事業当たりの補助限度額は、1参加団体につき10万円とする。

(交付の申請)

第6条 参加団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の終了後10日以内に、柳井市スポーツ大会等宿泊誘致事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 参加報告書(別記第2号様式)
- (2) 宿泊者名簿(別記第3号様式)
- (3) 宿泊証明書(別記第4号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の額を決定及び確定し、補助金交付決定及び確定通知書(別記第5号様式)により、参加団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた参加団体(以下「実施団体」という。)は、市長が別に定める期日までに補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 実施団体は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第7条の規定による補助金の額の決定及び確定があった後においても適用する。

(報告、検査及び指示)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。